

- 設備コラム
- エネルギー基本計画を改定…1
- 設備コラム
- 電力量の国内エリア別
- 調査結果を発表 ……2
- 消費者も知っておくべき
- 建築基準法アラカルト 35 ……2
- 建築基準法アラカルト 36 ……3
- 事務局からのお知らせ ……4



第 265 号

NPO 法人建築 G メンの会
〒154-0001

東京都世田谷区池尻 2-2-15-201

発行責任者：理事長 大川 照夫

TEL 03-6805-3741

FAX 03-6805-3719

E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

Homepage URL

<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>

設備コラム

再エネと原発の脱炭素電源を
「最大限活用」政府、エネルギー
基本計画を改定

文責 副理事長 田岡照良

政府は2月18日、国の中長期的エネルギー政策の方向性を示す「エネルギー基本計画」の改定案を閣議決定しました。2011年の東京電力福島第1原子力発電所事故以降、「原発依存を低減する」としてきた表現を削除して、再生可能エネルギーと原発を「脱炭素電源」と位置付けて「最大限活用する」方針を明確にしました。エネルギー基本計画はエネルギー政策基本法に基づいて2003年に初めて策定され、おおむね3年ごとに再エネや原発、火力といった電源ごとの構成割合の見直しや課題などを盛り込み、見直されてきました。

第7次計画となる今回は、人工知能(AI)の普及に伴い、電力を大量に消費するデータセンターや半導体工場の新増設で電力需要が増えるとの見通しを示しました。必要な

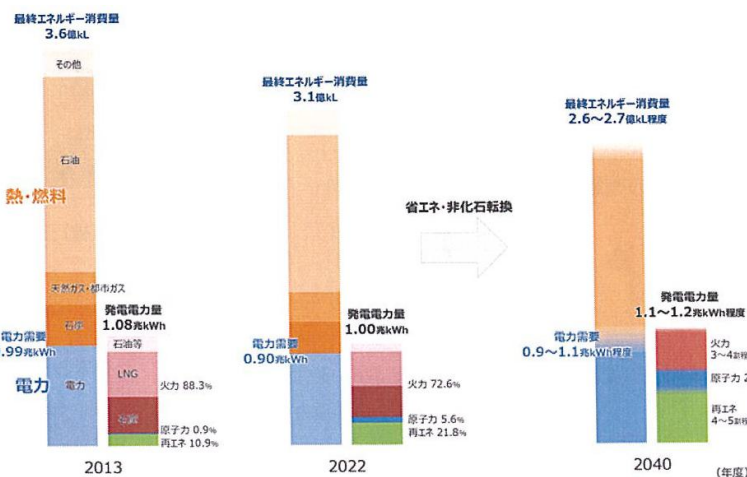
発電電力量は2023年度に比べ最大で約1.2倍に当たる1兆2000億キロワット時に増えると推計。その上で2040年度の電源構成を再エネは4～5割程度、原発は2割程度、火力は3～4割程度をそれぞれ目標としました。再エネの内訳は、太陽光23～29%、風力4～8%、水力8～10%、地熱1～2%、バイオマス5～6%。

2023年度の再エネ割合実績は22.9%なので、最大5割の目標は大幅な増加となります。再エネ導入の課題としては「地域との共生」「国民負担の抑制」「使用済み太陽光パネルの対応」などを挙げました。また、太陽光発電については、適地が少なくなっている。環境破壊の懸念も指摘されている。従来の方法に代わり、壁や窓にも設置できるペロブスカイト太陽電池を重視し、2040年に約200万キロワット導入を目指しています。

原発の2040年度の電源構成割合の目標値は2割程度となっていますが、2023年度実績は8.5%で、実現するには既存原発30基超のほぼ全ての再稼働が前提条件になる計算です。また、2023年度に電力構成の68.6%を占めた火力は、目標では2040年度に3～4割

程度に落とすとのこと。政府は基本計画と同時に、温室効果ガスの排出削減目標を「13年度比で2035年度60%減、2040年度73%減」とする新たな地球温暖化対策計画と、脱炭素を国の産業政策として具体化させる戦略「GX 2040ビジョン」も閣議決定しました。

(出典…資源エネルギー庁より)



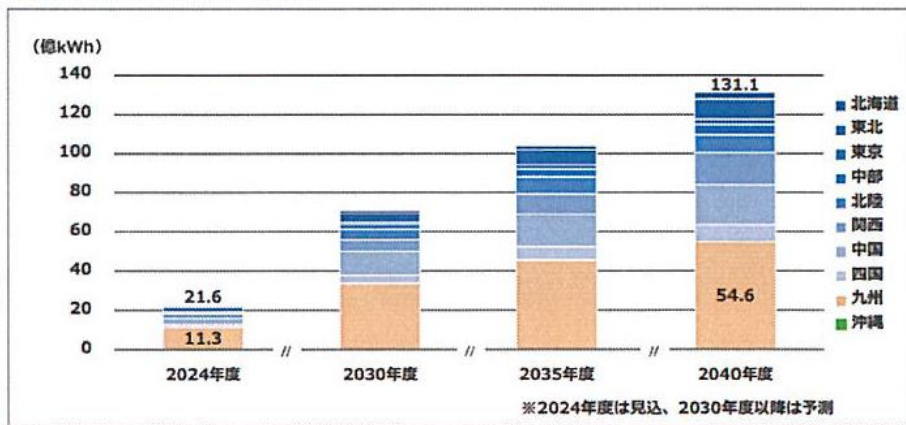
設備コラム

太陽光・風力発電の出力制御
電力量の国内エリア別調査結果
を公表

文責 副理事長 田岡照良

再生可能エネルギー発電の普及で電力供給量が電力需要を上回るケースがみられる中、株式会社富士経済が太陽光・風力発電の出力制御量を国内エリア別に調査し、その結果を「エリア別再エネ・用途別電力需要の長期予測」にまとめました。出力制御とは、電力供給量が電力需要を上回ったときに電力の正常供給に支障が出ることを防ぐために行われます。特に、太陽光・風力発電の出力制御は、九州を中心に東北や中部、北陸、関西、中国、四国で実施されています。この調査では、国内 10 エリア別に太陽光・風力発電の出力制御電力量を明らかにしています(下図)。2024 年度時点では、全国合計では 21.6 億 kWh の出力制御が実施され、中でも日照条件の良さなどにより九州が高い割合を占めま

●太陽光・風力発電の出力制御電力量



した。今後は太陽光発電設備の普及に伴い電力供給量が更に増加するであろうことから、2040 年度は全国合計で 131.1 億 kWh の出力制御が予測されています。求められる施策としては、「上げ DR (デMAND・レスポンス)」(下段※参照)が挙げられます。

※過剰出力分を・電池の充電に充てたり、需要機器を稼働するなどして電力需要を伸ばすこと。需要を抑える「下げ DR」の対義語。

消費者も知っておくべき
建築基準法アラカルト

35

文責 副理事長 田岡照良

エスカレーターも容積率の対象

「昇降機の昇降路」は、容積率算定の延べ面積から除外できる(建築基準法第 52 条第 6 項)。2014 年 7 月施行の法改正で登場した条項です。

除外できる建築物の用途は問いませんが、全ての昇降機が緩和の対象になるわけではないので注点を要します。除外の対象となる昇降機はエレベーターだけです(建築基準法施行令第 135 条の 16)。小荷物専用昇降機やエスカレーターは除外できません。

除外対象は昇降路なので、エレベーター機械室の床面積は容積率計算に含める必要があります。同様に、エレベーター前の乗降ロビーも原

則、容積率計算時に算入します。共同住宅や老人ホーム等の共用廊下等に該当する場合だけ例外となり、乗降ロビー部分を除けます。

斜線規制などは適用

14 年の法改正前は、高齢化に対応して既存建築物にエレベーターを増設しようとしても、容積率の制限から不可能な場合が生じていました。法改正後は、例えば容積率オーバーの既存不適格建築物でも減築せずにエレベーター棟を設置できるようにになりました。

エレベーター棟を増設する場合、新設部分と既存部分のいずれも道路斜線、隣地斜線および日影規制の現行法が遡及します。計画に際しては、これらへの適合を求められる点に留意しなければなりません。

また、建築面積、容積率算定以外の延べ面積を求める際にはエレベーターの昇降路の床面積を含めます。防火・準防火地域以外で床面積が 10 m² 以内の場合には確認申請が不要となりますが、この床面積を算出する際にも昇降路の床面積を入れます。

【ポイント】

緩和対象の昇降機は、エレベーターだけです。

昇降路、共同住宅の共用廊下等に該当する乗降ロビーが除外対象になります。

容積率算定時以外は床面積に含まれます。



消費者も知っておくべき
建築基準法アラカルト

36

文責 副理事長 田岡照良

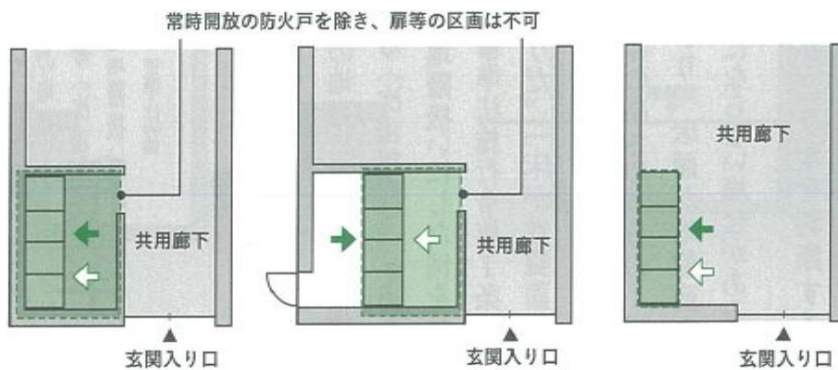
宅配ボックスの緩和は共同住宅だけではない

「宅配ボックスの設置部分」に対する容積率緩和は2種類ある。

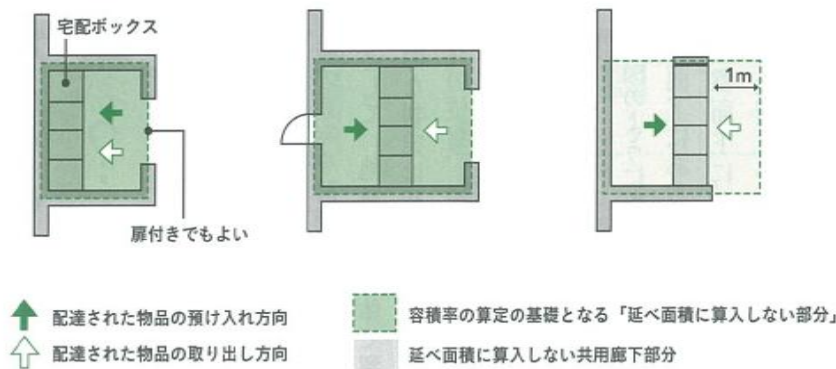
先に登場したのは、共同住宅の共用廊下を対象にした緩和(以下①)。

容積率算定の延べ面積に算入しない「共同住宅の共用の廊下の用に供する部分」(建築基準法第52条第

① 法第52条第6項「共同住宅もしくは老人ホーム等の共用の廊下部分として延べ面積に算入しない」部分(面積制限なし)
(共同住宅、老人ホーム等が対象)



② 「令第2条第1項第四号へ」で延べ面積に算入しない部分(床面積合計の1/100まで)
(全用途が対象)



6項)に、一定条件を満たす宅配ボックス設置部分を加えた(平成29年11月10日国土交通省技術的助言国住第127号)。老人ホーム等にも適用する。

さらに翌2018年、延べ面積の定義を記した建築基準法施行令第2条で、容積率算定からの除外対象に宅配ボックス設置部分を加えた(同条第1項第四号へ、以下②)。

除外できる範囲が違う

2つの規定はどこが違うのか。

後発の②は建築物の用途を問わず、事務所や不特定多数が使う商業施設など幅広く利用できる。ただし、除外できる床面積は「建築物の各階床面積合計の100分の1以下」に限られる。

適用他囲も2つの規定は異なる。配達側と荷物を取り出す側が宅配ボックスをはさんで分かれている場合、①では配達側を床面積に算入しなければならぬが、②では配達側も床面積から除ける。また宅配ボックスと共用部分に壁がない場合、①では宅配ボックス部分だけを床面積から除くのに対し、②では宅配ボックスから1mの範囲まで除外できる。

なお、延べ面積の定義にかかわる②は、①に先立って適用される。申請書の記載時には各項目の床面積を計算する順番に気を付けましょう。

【ポイント】

宅配ボックス設置部分の緩和規定は 2 種類『共同住宅等の共用廊下』の規定が先行。

優先順位の高い後発規定は、用途の制約はないが適用面積に上限があります。



事務局からのお知らせ

□総会報告

去る5月24日(土)に2025年度定例総会がオンラインにて開催され、議案書の全議案が承認されました。正会員の皆さまにおかれましては、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。



編集後記

私たちの暮らしはさまざまな「インフラ」に支えられています。誰もがその恩恵を受けることができる、いわば「ある」ことが当たり前のものです。

電気もインフラです。電気が供給されることが当たり前だから、冷蔵庫があり、エアコンがあり、テレビがあり、パソコンがあるのです。電気がなければ出来ないことが沢山あります。ですが、私たちが利用しているインフラの中でも、もっとも脆弱なものが電気であるともいえます。ガスや水道とは違い、蓄積しておけることができないもの、常に発電し続けるしかないもの、それが電気です。

「今使えているが、災害時には間違いなく止まってしまう」それが現実なのです。それでも日々そのエネルギーから脱却することはできません。なぜなら、それらに慣れすぎてしまったからです。私たちは電気がなければともに仕事をするこ

ともできないのです。

東南海地震・山林火災等々の災害が不安にさせている昨今です。電気の必要性は判りますが、その大半を原子力に頼ることは果たして地球にとっていいことなのでしょうか。太陽パネルも環境破壊の懸念が指摘されている従来の方法に代わり、壁や窓にも設置できるペロプスカイト太陽電池を重視されています。原子力発電施設は事故が起きてからでは遅いのです。電気が必要だからと言って無理やり再開するのは如何なものでしょうか。第二の福島原発にならない様考えてほしいものです。

(T・T)

会の活動にご協力ください！

●会員の種類	●年会費
正 会 員	----- 24,000 円
消費者正会員	----- 12,000 円
一 般 会 員	----- 6,000 円
団体一般会員	----- 48,000 円

※ご入会の際は入会申込書が必要です。
事務局までご連絡ください。



無料電話相談窓口のご案内

あなたの家は大丈夫ですか？

欠陥住宅など、住まいに関する相談・質問がある方は、当会ウェブサイトの「相談員名簿」(<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/sumai110.html>)に掲載されているお近くの相談員まで、直接アクセスして下さい。

誰に相談すれば良いかわからないなど、不明な点がありましたら、事務局にお問合せいただければ、適当な相談員をご案内します。

TEL : 03-6805-3741 / FAX : 03-6805-3719

E-mail : jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp